

各所属所共済事務担当課長 様

奈良県市町村職員共済組合保険課長

地方公務員等共済組合法並びに同法施行規則の一部改正
について（育児休業手当金の支給期間の再延長関係）

平素は、共済組合の業務運営についてご協力を賜り誠にありがとうございます。

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号)の施行により地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。)第 70 条の 2 が改正されたことに伴い、平成 29 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から、同法施行規則で定める場合に該当するときは、育児休業手当金の支給期間を育児休業等に係る子が 1 歳 6 か月から 2 歳に達する日まで再延長することができることとされましたのでお知らせします。(以下、育児休業手当金の支給期間の「再延長」という。)

なお、改正の概要及び取扱いについては下記のとおりです。

記

1 改正の概要

育児休業手当金の支給期間は、地共済法第 70 条の 2 により、原則、育児休業等に係る子が 1 歳に達する日までであるが、同法施行規則第 2 条の 5 の 5 に定めている要件(保育所に入所できない場合等)に該当する場合には、子が 1 歳 6 か月に達する日まで延長できるとされていたが、今回の改正により、子が 1 歳 6 か月から 2 歳に達する日まで再延長できることとされたこと。

また、この再延長する場合の要件について、同法施行規則第 2 条の 5 の 6 の新設により、子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達する日までに延長する場合の要件を準用することとされたこと。

2 施行期日：平成 29 年 10 月 1 日

3 育児休業手当金の支給期間の再延長の取扱い

① 育児休業手当金の支給期間の再延長の対象

育児休業の対象が「施行日以後に 2 歳に達するまでの子」で、当面その保育が実施されない場合、施行日以後 2 歳に達する日まで育児休業手当金が支給される。

② 育児休業手当金の支給期間の再延長の請求手続き

1 歳 6 か月から 2 歳まで支給期間を再延長する際には、1 歳 6 か月の時点で改めて育児休業手当金請求書の提出の手続きを行う。(1 歳の時点の延長手続きで 2 歳までの期間は認めないこと。)

(1) [1歳6か月から2歳まで支給期間を延長するとき]

様式（短第7号の1）

「育児休業等掛金免除申出書 兼 育児休業手当金請求書(休業中支給分) [一歳六ヵ月到達日後]」

(2) [2歳まで支給延長した育児休業期間を変更するとき]

様式（短第7号の2）

「育児休業等掛金免除変更申出書 兼 育児休業手当金変更請求書 [一歳六ヵ月到達日後]」

※ 様式については、i-NARA2910に収録しています。

※ 記入方法は、別添記入例を参照してください。

③ 育児休業手当金の支給期間の再延長の確認

育児休業の対象となる子について1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等の入所不承諾通知など当面保育が行われない事実を証明することができる書類の提出をもって、支給延長の要件に該当することを確認する。(1歳時点の支給延長要件の確認の手続きと同様の手続きを行う。)

ただし、既に発行された入所不承諾通知であって、同通知の有効期限が別紙【事例】アの場合は1歳6か月時点、【事例】イの場合は施行日時点を含んでいる場合には、同通知をもって入所できない状態確認を行ったものとする。

④ 育児休業手当金の支給期間の再延長の事例

別紙のアからエまでのいずれか該当する場合が対象となる。

[関係条文] ※抜粋

地方公務員等共済組合法

第七十条の二

組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月（その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、二歳））に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

地方公務員等共済組合法施行規則

第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 育児休業に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
 - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなつたとき。
 - ニ 六週間（多胎妊娠にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

第二条の五の六

前条第一項の規定は、法第七十条の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合について準用する。

【事例】

ア 育児休業に係る子が1歳の時点で地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第1項による育児休業手当金の支給延長に該当し、施行日以後、当該子が1歳6か月時点においても当面その保育が実施されない場合

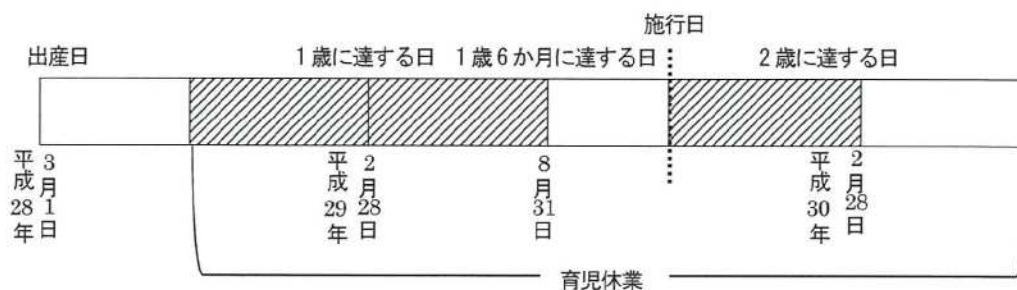
(注) 網掛け部分が育児休業手当金の支給期間



※1歳6か月に達する日とは、出産日から起算して1年6月後の応当日の前日をいう。

- ・原則として1歳6か月時点（平成30年3月1日以後の期間）の入所不承諾通知が必要

イ 施行日前に1歳6か月に到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、当面その保育が実施されない場合が続いており、施行日以後2歳に達する場合



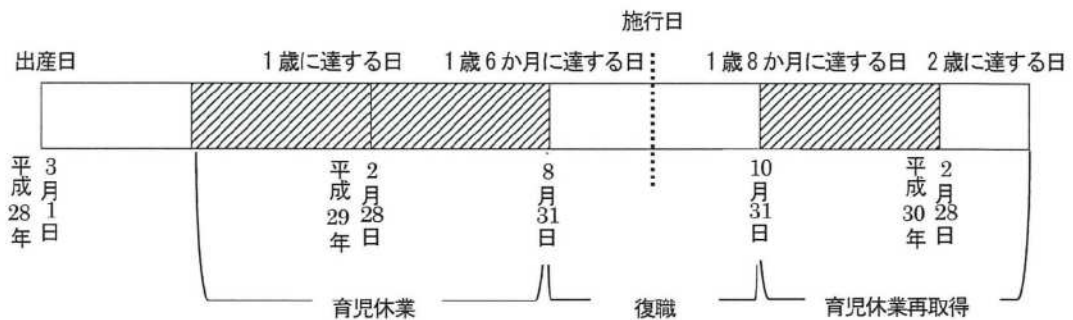
- ・原則として施行日時点の入所不承諾通知が必要

ウ 施行日以後、育児休業を開始し（対象となる子が1歳6か月から2歳までの間）、以後2歳に達する場合



・ 育児休業開始時点の入所不承諾通知が必要

エ 施行日以前に1歳6か月到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、施行日以後に再度育児休業を取得する場合



・ 育児休業再取得時点の入所不承諾通知が必要

課長	課長補佐	係長	担当	総合確認	基幹調定	基幹短期	入力照合

**育児休業等掛金免除申出書 兼
育児休業手当金請求書**

記入例

[一歳到達日後・ 歳六ヵ月到達日後](休業中支給分)				*決定額		円		
組合員証 記号 番号	〇〇〇		組合員 氏名	共済 花子		所属 機関名	□ □ □	
	〇〇〇〇							
標準報酬月額	〇〇	等級	〇〇〇,〇〇〇 円		育児休業に係る 子の生年月日	平成 28 年 4 月 10 日		
育児休業期間	初日：平成 28 年 6 月 6 日 ～ 末日：平成 30 年 4 月 9 日							
1. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号及び同法第23条第1項 2. 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業の承認を受けました。								
掛金免除期間	開始月：平成 28 年 6 月 ～ 終了月：平成 30 年 3 月							
育児休業手当金請求期間	初日：平成 29 年 10 月 10 日 ～ 末日：平成 30 年 4 月 9 日							
育児休業取得期間の実績	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日							
育児休業等に係る子が1歳に達した日時から1歳6か月に達する日までの期間または1歳6か月に達した日時から2歳に達する日までの期間を請求する場合の理由	1. 保育所における保育が実施されない 2. 養育を予定していた配偶者の死亡 3. 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等 4. 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居 5. 養育を予定していた配偶者の産前産後休暇等							
パパ・ママ育休プラス制度該当の場合	配偶者氏名							
	配偶者の育児休業期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日					
請求金額	円							
上記のとおり掛金の免除を申し出し、育児休業手当金を請求します。 奈良県市町村職員共済組合理事長 殿 平成 29 年 10 月 1 日 住所 〇〇市〇〇1-2-3 氏名 共済 花子 共済								
育請れ 児求る 休期報 業に 酬の 手支 当払 証 金わ 明	平成 29 年 10 月 10 日から平成 30 年 4 月 9 日まで勤務しない期間に対して次の金額の報酬を支払う予定であることを証明します。							
	平成 29 年 10 月 10 日から平成 30 年 4 月 9 日の間		平成 年 月 日				0 円	
所属機関の長又は 給与事務担当者						職名 □ □ □ 長 氏名 △ △ △ △		
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 29 年 10 月 1 日 所属所長 職名 □ □ □ 長 氏名 △ △ △ △ 公印								

備考)

1. 辞令書の写しを添付してください。
2. 掛金免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日(最長育児休業等に係る子が3歳に到達する日)の翌日の属する月の前月までの期間となります。
3. 育児休業手当金は、育児休業により勤務に服さなかった期間で、当該育児休業に係る子が1歳(両親ともに育児休業をする場合の特例『パパ・ママ育休プラス制度』により請求される場合は、1歳2か月のうち1年間、その子が1歳に達した日 後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、1歳6か月)に達する日までの期間について支給します。
4. 1歳に達した日時から1歳6か月に達するまでの期間または1歳6か月に達した日時から2歳に達する日までの期間を請求される場合は、その内容を確認できる書類を添付してください。
5. 育児休業取得期間の実績欄は、所属所長の証明日までに既に経過した取得期間の実績を記入してください。なお、育児休業の初日以前に提出した場合には記入の必要はありません。

(短第7号の2)

課長	課長補佐	係長	担当	総合確認	基幹調定	基幹短期	入力照合

育児休業等掛金免除変更申出書 兼
育児休業手当金変更請求書

[一歳到達日後 ← 一歳六ヵ月到達日後]

				*決定額		円			
組合員証	記号	〇〇〇	組合員	共済 花子		所属 機関名	□ □ □		
	番号	〇〇〇〇	氏名						
標準報酬月額	〇〇	等級	〇〇〇,〇〇〇	円	育児休業に係る子の生年月日	平成 28 年 4 月 10 日			
育児休業期間	変更後	初日:平成 28 年 6 月 6 日 ~ 末日:平成 30 年 3 月 31 日							
掛金免除期間	変更後	開始日:平成 28 年 6 月 ~ 終了日:平成 30 年 3 月							
育児休業手当金請求期間	変更後	初日:平成 29 年 10 月 10 日 ~ 末日:平成 30 年 3 月 31 日							
パパ・ママ育休プラス制度該当の場合	配偶者氏名								
	配偶者の育児休業期間		平成	年	月	日	~平成	年	月
育児休業変更後の請求額		円							
<p>上記のとおり掛金の免除の変更を申し出し、育児休業手当金を請求します。</p> <p>奈良県市町村職員共済組合理事長 殿</p> <p>平成 30 年 2 月 1 日</p> <p>申出者 住所 〇〇市〇〇 1-2-3 請求者 氏名 共済 花子</p>									
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>平成 30 年 2 月 1 日</p> <p>所属所長 職名 □ □ □ 長 氏名 △ △ △ △</p>									

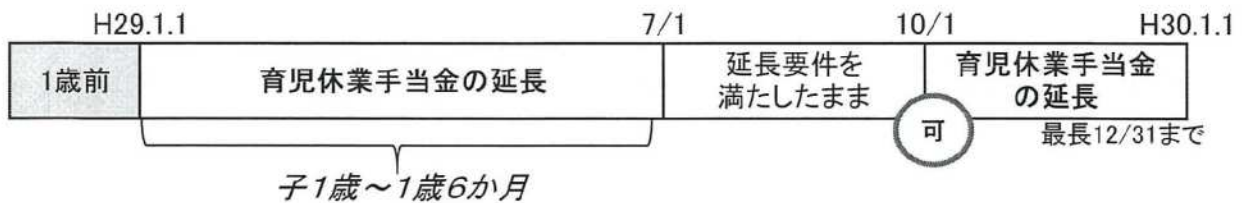
備考)

1. 育児休業期間の変更の事実を証明する書類(辞令書の写しまたは、育児休業期間終了証明書)を添付してください。
2. 変更後の掛金免除期間の終了月は、変更後の育児休業等が終了する日(最長育児休業等に係る子が3歳に到達する日)の翌日の属する月の前月となります。
3. 育児休業手当金は、育児休業により勤務に服さなかった期間で、当該育児休業に係る子が1歳(両親ともに育児休業をする場合の特例『パパ・ママ育休プラス制度』により請求される場合は、1歳2か月のうち1年間、総務省令で定める場合に該当するときは、1歳6か月または2歳)に達する日までの期間について支給します。

※全てのケースにおいて育児休業は子が2歳に達するまで取得中。

例1 平成28年1月1日出生の子について、平成29年10月1日から保育の実施を希望（申込日は9月1日）したが、入所できずに保育の実施が受けられない場合

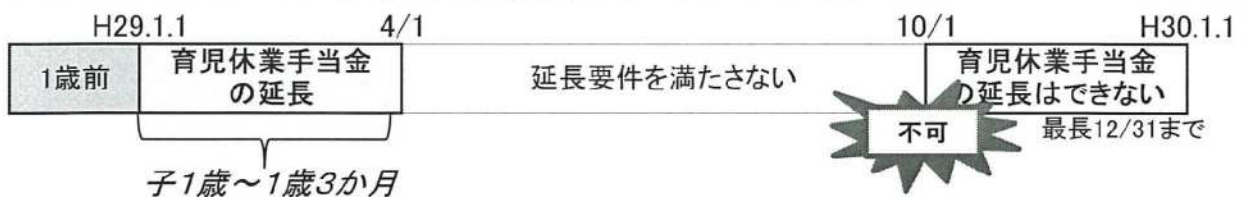
- 1 子が1歳6か月に達するまで手当金の延長が認められ、その後も延長の要件を満たしている場合



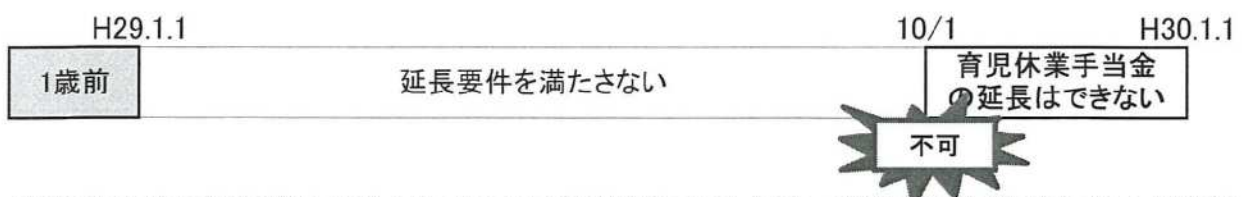
- 2 子が1歳6か月に達するまで手当金の延長が認められたのち、延長の要件を満たさなくなったものの、施行日以降に再度延長要件を満たすようになった場合



- 3 子が1歳3か月に達するまで手当金の延長が認められたのち、延長の要件を満たさなくなったものの、施行日以降に再度延長要件を満たすようになった場合



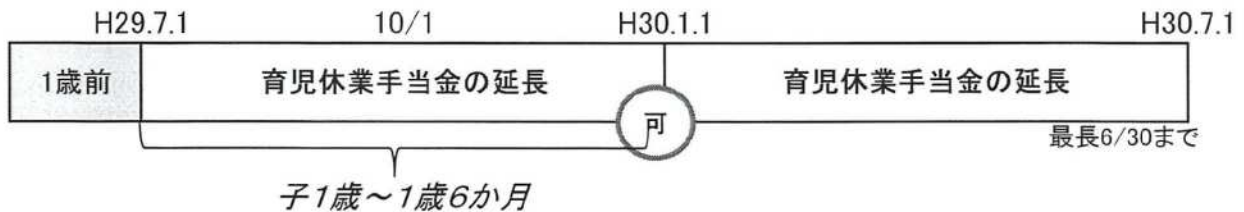
- 4 子が1歳の前日まで育児休業手当金を受給したが、その後の保育の実施を希望せず、延長請求を行わなかったものの、施行日以降に延長要件を満たすようになった場合



※施行日前に延長要件を満たしていない期間がある場合は、当該育児休業手当金の支給期間を延長することは出来ない。

例2 平成28年7月1日出生の子について、平成30年1月1日から保育の実施を希望（申込日は12月1日）したが、入所できずに保育の実施が受けられない場合

- 1 子が1歳6か月に達するまで手当金の延長が認められ、その後も延長の要件を満たしている場合



- 2 子が1歳3か月に達するまで手当金の延長が認められたのち、施行日時点では延長の要件を満たさなくなったものの、その後再度延長要件を満たすようになった場合



- 3 子が1歳の前日まで育児休業手当金を受給したが、その後の保育の実施を希望せず、延長請求を行わなかったものの、施行日以降に延長要件を満たすようになった場合



【まとめ】

※ 改正後の地共済法第70条の2において、育児休業手当金が支給されるのは原則その子が1歳になるまでの期間であり、①例外的にその子が1歳に達した日後の期間において総務省令で定める要件に該当する場合はその子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長され、②さらに追加的にその子が1歳6か月に達した日後の期間において総務省令で定める要件に該当する場合はその子が2歳に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長されることになっている。

つまり、②の期間まで当該育児休業手当金の支給期間を延長するためには、①の全期間において育児休業手当金の支給要件を満たしていることが必要である。

※ 一方、育児休業を一度終了した後に、条例で定める特別の事情により育児休業を再取得した場合は、再取得からその子が2歳に達するまでの期間において、育児休業手当金が支給されることになる。